

緊急事態宣言に伴う休館と期間延長について

日頃は、佐賀市市民活動プラザをご利用いただき、ありがとうございます。

2020年（令和2年）4月16日（木）、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象範囲が佐賀県を含む全国道府県に拡大されたことに伴い、佐賀市市民活動プラザは4月21日（火）から5月6日（水）まで臨時休館しておりますが、5月10日（日）まで臨時休館期間を延長することになりました。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力の程よろしく申し上げます。

記

【休館期間】2020年4月21日（火）～5月10日（日） ※状況により変更となる可能性があります。

【休館について】

1. 会議室は休館中、既に予約されている分を含み、全面的に使用を停止します。
※既に利用料をお支払いただいている予約団体様には還付させていただきます。
2. 休館中もスタッフが9時から18時には常駐し、一部の業務は継続します。

【継続業務】何れの場合も必ず事前にご連絡ください。

- 活動共同スペース、ロッカー、レターケースの使用
- コピー機や印刷機の利用※要時間指定
- 休館期間以降の会議室の予約受付
- 施設利用料の支払い、還付対応
- 市民活動に関する相談

【中止業務】

- × フロアのテーブル席、パソコンの利用
- × 親子交流サロン室の利用
- × チラシやポスター、新聞等掲示物の閲覧
(掲示依頼は受け付けていますが、接触を避けるため、極力郵便等の手段をご利用ください。)

3. 入館時のお願い

- 来館が必要な場合は、必ず事前に電話やFAX、メール等でご連絡くださいますようお願いいたします。
- 入館時は感染拡大防止の一環として、入口前に設置している消毒液での手指の消毒並びに可能な限りマスクの着用にご協力をお願いします。また、氏名と連絡先のご記入、非接触タイプの体温計を用いた体温測定（検温）にもご協力をお願いします。
- 検温の結果、37.5℃以上の発熱が確認された場合、入館をお断りさせていただくことがございます。

【お問い合わせ先】

佐賀市市民活動プラザ（指定管理者：特定非営利活動法人 佐賀県CSO推進機構）

TEL：0952-40-2002 FAX：0952-40-2011 E-mail：plaza@tsunasaga.jp

ホームページ：https://www.tsunasaga.jp/plaza/ →右上の二次元コードからアクセスできます。

※ホームページにあるお問い合わせフォームもご利用いただけます。

